様式第２号（第２条関係）

委託業務に係る随意契約締結結果の内容及び理由書

担　　当　　課	大津市教育委員会事務局　教育総務課
委 託 業 務 名	大津市立木戸小学校防災監視盤更新業務
委託業務場所	大津市荒川
概　　要	当該校の防災監視盤は設置後３３年を経過しており、部品の経年劣化や、過去の落雷による影響から、誤発報等の異常が生じている。 現状は辛うじて受信機としての機能は生きているものの、いつ機能不全となってもおかしくない状態であり、安心安全な学校運営のためにも、早急な改修が必要である。 加えて、当該機種は１９９６年に生産終了しており、補修用部品の供給も２００６年に終了しているため、部分修繕をすることができないことから、新たに防災監視盤を更新する。
契　約　期　間	令和８年１１月５日　から　令和９年３月３１日まで
契 約 年 月 日	令和８年１１月５日
契　約　金　額	５，６１０，０００円
契約の相手方	〔所在地〕京都市下京区四条通柳馬場西入立売中之町９９番地 〔名　称〕ホーチキ株式会社　京都支社
契約相手方の 選　定　理　由	防災監視盤は、自動火災報知設備の一部で、受信機、感知器等の各機器が独自の仕様およびシステム構成により一元的に制御・構築されて成り立っている。当該設備は、既設の設備等と密接不可分の関係にあり、本更新を同一施工者以外の者に施工させた場合、既設の設備等の使用に著しい支障が生ずるおそれがある設備、機器等の増設、改修等であることから、当該事業者に委託するもの。 また、当該事業者は、設備の構造・技術特性を熟知しており、作業工程の短縮並びに学校運営への影響を最小限に抑えた円滑な施工が可能であり、安全かつ確実に設備を更新・稼働させることができる唯一の事業者である。

様式第２号（第２条関係）

根　拠　規　定	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項 (2) 不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。 (5) 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。 (6) 競争入札に付することが不利と認められるとき。 (7) 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。

（注意）　１　契約金額は、消費税及び地方消費税を含む価格です。

２　地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 3 号及び第 4 号を根拠とする政策随意契約については、別途公表をしています。